



長野県報

4月7日(月)
平成20年
(2008年)
第1954号

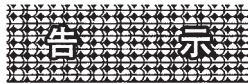
目次

告示

土地利用規制等対策費交付金交付要綱の一部改正(企画課土地対策室)	1
基本測量の終了(建設政策課)	1
公共測量の終了(2件)(建設政策課)	1
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	2

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室)	2
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	3
土地改良区連合の定款変更の認可(農地整備課)	3
都市計画の変更及び都市計画案の縦覧(3件)(都市計画課)	3



告示

長野県告示第266号

土地利用規制等対策費交付金交付要綱(昭和60年長野県告示第830号)の一部を次のように改正し、平成20年度の交付金から適用します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

第3第1項中「、均等割額」を削る。

企画課土地対策室

長野県告示第267号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり基本測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
基本測量(基盤地図情報作成作業)
- 2 作業期間
平成19年12月20日から平成20年3月24日まで
- 3 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第268号

佐久市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量(1級、3級、4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成20年2月12日から平成20年3月14日まで
- 3 作業地域
佐久市北部地域

建設政策課

長野県告示第269号

松本市長から、次のとおり公共測量を終了した旨通知がありましたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 作業種類
公共測量(松本市基本図修正)
- 2 作業期間
平成19年9月10日から平成20年3月27日まで
- 3 作業地域
松本市中南部地域

建設政策課

長野県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県上田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 芦田大屋停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
上田市塩川字西畑1831番の1地先から 上田市塩川字西畑1815番地先まで	旧	12.0～16.4 m	0.0330 km
同 上	新	12.0～12.2	0.0330

道路管理課

長野県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成20年4月21日まで、長野県土木部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

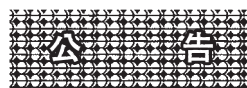
平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 内川姨捨停車場線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
千曲市大字千本柳字古屋敷川原872番の5地先から 千曲市大字須坂字中島252番の4地先まで	旧	3.7～87.1 m	0.8508 km
同 上	新	3.7～87.1	0.8058
		10.3～87.1	0.8508

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人シルバリー
- 3 代表者の氏名
糠塚 たかし
- 4 主たる事務所の所在地
北安曇郡小谷村千国乙515番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、江戸文化につながる地域文化を再生し、市民と市民の結びつきで助け合いながら安心・安全でこころ豊かな暮らしをするために必要な事業を行い、活力のある暮らしやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成20年4月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成20年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人しろがね
- 3 代表者の氏名
岩 洲 州 宏
- 4 主たる事務所の所在地
松本市沢村3丁目5番30号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の0才から18才までの子どもたちに対して、地域の子どもの地域で育てるために、子どもの健全育成、未就学幼児の親子健全育成に関する事業を行い、より豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室